

十二 解決 條件

- 1、物價騰貴に依り自今俸給の一割五分を増給す
- 2、月給制度とし一ヶ月一回の自由公休を支給するも其他の缺勤は歩引するものとす
- 3、日曜祭日早朝出勤當支給の問題は勞資協調の精神に則り聽入れ難く又従業員側に於ても要求せざるものとす
- 4、解雇手當制度は本日を採用日として左の通り確定する
一 勤務一年に付月給一ヶ月分とす
二 月端數は十二ヶ月以内を以て分割支給す
三 日端數は切捨
四 尙採用后三ヶ月以内に解雇する場合は解雇手當を支給せず
五 理由なき如何を問わず自己より退職を願出たる場合は平

- 本素の成績により館主側にて金一封贈るものとす
- 5、壽館従業員を増員す(説明一名。技師一名。)
 - 6、本爭議に犠牲者を出さず
 - 7、本爭議費用並爭議休業の費用は一切支給せず
 - 8、右條件は三館共通とす

○調停者より別に五拾圓を爭議費用として贈呈せり